市民税・県民税申告　フローチャート

市民税・県民税の申告が必要であるか、次の図にて確認してください。

令和7年1月1日現在、能美市に居住していましたか？

はい → **前年の1月～12月に収入がありましたか？**

いいえ → **申告書は1月1日現在、住所のある（又は居住していた）市区町村に提出してください。**

次の場合は注意してください。

① 1月1日現在の住民登録地と居住地が異なる場合は居住地へ申告してください。

② 所得税の確定申告をされる人で、現在の住所と1月1日の住所が異なる人は、確定申告書の1月1日現在の住所記入欄に該当の住所を記入してください。

前年の1月～12月に収入がありましたか？

- はい → 所得の内容や、所得税の確定申告をするかどうかで次のようになります。
- いいえ → 非課税所得（障害年金・遺族年金・失業保険等）のみの人

所得の内容や、所得税の確定申告をするかどうかで次のようになります。

確定申告をする人、又は済ませている人

- 市民税・県民税の申告は必要ありません。

給与収入のみで会社から市へ給与支払報告書が提出されている人

- 市民税・県民税の申告は必要ありません。
- ただし、次の人は市民税・県民税の申告が必要です。
  1. 給与以外に営業・農業・不動産・配当（上場株式以外）・個人年金・学資保険や生命保険の満期や解約などによって受ける一時金などの所得があった人
  2. 所得税は課税されていないが、市民税・県民税の各種所得控除（医療費控除や雑損控除等）を受ける人

公的年金等のみの人（国民年金、恩給、厚生年金等）

- 市民税・県民税の申告は必要ありません。
- ただし、次の人は市民税・県民税の申告が必要です。
  1. 扶養親族等がいて源泉徴収票と扶養内容が異なる人
  2. 所得税は課税されていないが、市民税・県民税での各種所得控除（生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除等）を受ける人

（参考）医療費控除等による所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

その他

- 国民健康保険に加入の人・各種証明書（所得・課税証明書等）が必要な人などは、申告が必要となります。
- 給与・年金以外に所得のある人は市民税・県民税の申告が必要です。

主たる給与、年金以外に不動産、事業所得がある人で確定申告をしない人などです。

（参考）公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は不要です。ただし、各種所得控除による所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

どなたかに扶養されていますか？

- はい → あなたを扶養している人が能美市内に住んでいる又は同居している場合
- はい → あなたを扶養している人が能美市外に住んでいる場合
- いいえ → ●蓄えや非課税所得（遺族年金・障害者年金等）で生活をしている人
- いいえ → ●どなたにも扶養されていない人

あなたを扶養している人が能美市内に住んでいる又は同居している場合

- 市民税・県民税の申告は必要ありません。
- ただし、次の人は市民税・県民税の申告が必要です。
  1. 扶養している人があなたの扶養状況を申告していない人
  2. 給与所得者で年末調整の時に扶養状況を報告してある人で、各種証明書（所得・課税証明書等）が必要な人

あなたを扶養している人が能美市外に住んでいる場合

●蓄えや非課税所得（遺族年金・障害者年金等）で生活をしている人
●どなたにも扶養されていない人

所得のない人は、申告の義務はありませんが、各種住民サービスや国民健康保険税の算定、軽減判定を受けるために、所得がないという申告が必要です。各種証明書(所得・課税証明書等)が必要な人は、通信欄の該当項目を〇で囲み、市民税・県民税の申告をしてください。申告書が提出されないと収入状況が不明なため、各種証明書（所得・課税証明書等）の発行ができません。また、国民健康保険税の算定や児童手当の認定等に支障をきたす場合があります。